



希望に向かって「巣立つ」

今月の主な行事

- 3日 三ヶ月児相談(9:00~11:00役場当直室
56年1月出生の乳児)
- 4日 昭和56年度門川町戦没者合同慰霊祭(10:00 愛宕山)
- 5日 道路愛護デー
県体郡予選
一般女子マサソフトボール大会
イチマル、チムニットG 9:30~)
- 6日 門川町公立、私立保育園入園式(9:30~)
町内小中学校始業式
- 9日 町内中学校入学式(10:00~)
- 10日 町内小学校入学式(10:00~)
- 12日 町母子福祉協議会総会(10:00~老人福祉館)
- 19日 県体郡予選 卓球大会(9:30~門小体育館)
- 21日 献血(10:30~12:00、13:00~15:00場所未定)
- 29日 天皇誕生日

門川町民憲章

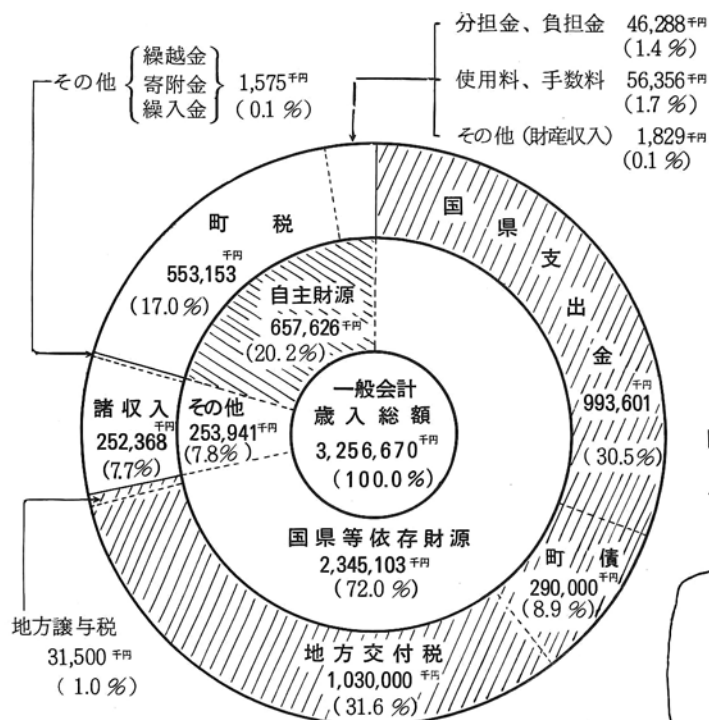
わたしたち門川町民は生きる喜びを感じ、明るい家庭と住みよい町をつくるためこの憲章を定めます。

- 一、健康な心身を育てましょう。
- 一、力いっぱい仕事に励みましょう。
- 一、明るくあいさつを交しましょう。
- 一、進んできまりを守りましょう。
- 一、豊かな文化をきつぎましょう。

3月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,182	8,922	9,673	18,595
(5,172)	(8,909)	(9,664)	(18,573)

昭和56年度一般会計財源分析表



国県支出金
国、県支出金
自動車取得税交付金
交通安全対策特別交付金

◎ 町債とは /

道路整備、区画整理、漁港整備や、公園、学校などの公共事業を行なうための資金として借入する長期借入金です。

◎ 地方交付税とは

私達が納める国税のうち、所得税、法人税、酒税の3つの中から、市町村の行政経費としてその町や村の大きさなど一定の基準によって国が、町村に割りふって交付されるものです。

事業の主な内容

(単位:千円)

社会福祉と保健衛生

- 老人ホーム措置費(六二、六〇八)
- 老人医療費(九六、〇二五)
- 国民年金事務費(一三、二九二)
- 同和対策推進費(五、〇五〇)
- 保育所関係費(二七八、一二七)
- 児童手当(四八、一二六)
- 東郷霊苑葬祭センター負担金(七、五五〇)
- ごみ処理関係費(五三、五五九)
- し尿処理関係費(七八、三七六)

労働費(失業対策)

失業対策(就労者十八名)事業は今年度も町道の維持管理、特に道路舗装事業を中心にその他公共施設の整備に要する経費として(五〇、〇四二)を計上

農林水産業の振興

- 農業委員会費(六、九一〇)
- 新農業構造改善事業費(一一五、五四六)
- 五十鈴土地改良事業費(五三、六〇六)
- 農地保全事業等県営事業負担金(二二、〇〇〇)
- 農道等整備事業費(一八、五〇〇)
- 新林業構造改善事業費(二九、六〇五)
- 公有林整備事業費(二二、二〇四)
- 漁港修築事業費(四〇、〇〇〇)
- 漁場開発・漁港海岸環境整備費(六三、〇〇〇)
- 水産業小口融資貸付金(二〇、〇〇〇)

第二十七回

財政事情の公表

一般会計は三十二億五千六百六十七万円

昭和56年度
当初予算

生活基盤整備事業及び農林漁業の

振興と教育施設整備促進を主に

年々、厳しさを増す財政事情のもとで編成された昭和五十六年度の当初予算は、一般会計特別会計合わせて総額四十二億八百三十二万六千円となります。これは前年度当初予算より一億四千二百七十一万一千円の減となっていますが、前年度には「し尿処理場建設費」四億七千六百万円が含まれていましたので、この特殊事業を除くと前年度に比べ八・六%の増額予算となりました。

今年度の予算編成方針の要旨と主な事業概況をお知らせします。

昭和五十五年度の我が国経済は、前年来の累次にわたる原油価格の引き上げを契機とする諸物価の異常な高騰をさけるため、物価の安定を最重点課題とし、総需要管理を中心とした抑制的な政策下で運営されたため、年度後半においては、物価も落ち着きを取りもどし、経済活動はゆるやかなテンポではありますが上昇しており、景気は着実に回復しつつあると言えます。しかし流動的な中東情勢などにもなる国際石油情勢の変化や、世界的な天候不順に伴う農産物価格の上昇のおそれなど、懸念すべき材料も多く、国においては引きつづき物価の安定を図りながら、更にはエネルギー

問題などの対策に取り組んでいるところであります。こうした中で、国の財政は、昭和五十五年度以降、毎年度大量の公債依存による公共投資拡大を図った結果、巨額の公債残高に圧迫され、社会経済情勢の変化に対応した新たな施策を講ずる余力をなくしており、政府は国民生活の安定、向上を図るためこのような公債依存体質から早期に脱却し、対応力の回復をはかることが当面最大の課題となり、昭和五十六年度を「財政再建元年」とするなどの財政キャンペーンを打ち出しています。

このような情勢の下で、幸い本町におきましては、各事業とも順調な進捗をみており、今後の町民生活の安定、



昭和56年度 会計別予算額 (単位:千円)

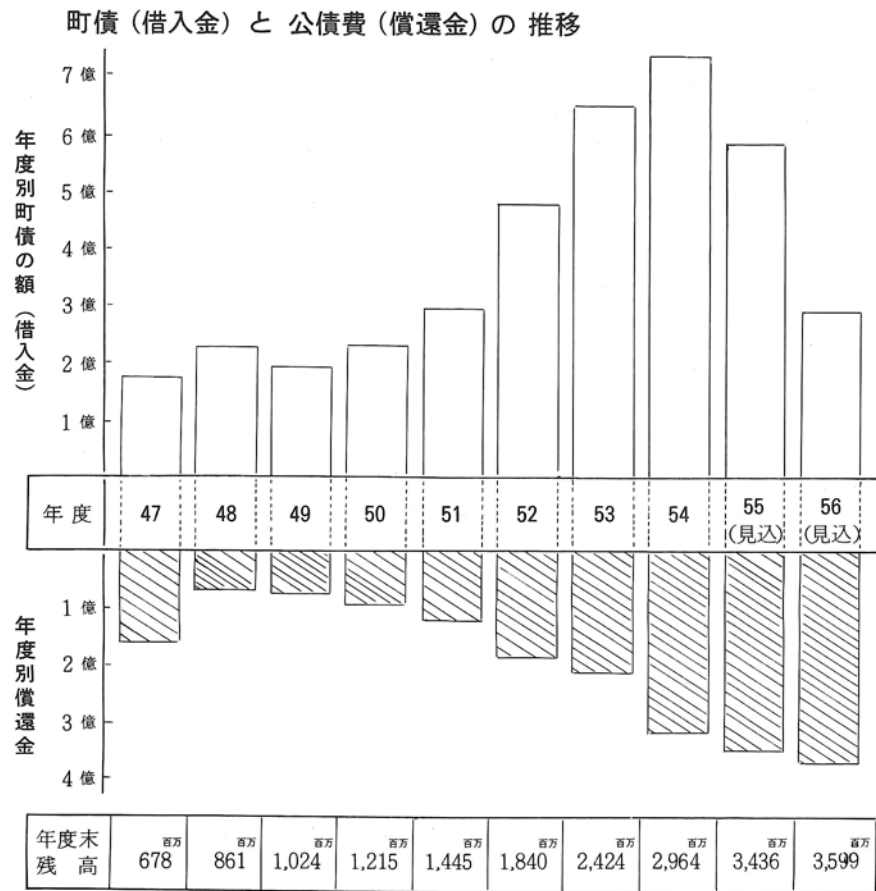
会計名	昭和56年度	昭和55年度	比較	伸率
一般会計	3,256.670	3,521.260	△ 264.590	△ 7.5
特別会計				
国民健康保険	646.600	578.400	△ 68.200	11.8
中須土地区画	2.674	6.006	△ 3.332	△ 55.5
草川土地区画	302.382	245.371	△ 57.011	23.2
合計	4,208.326	4,351.037	△ 142.711	△ 3.3



増養殖場造成改良浚渫工事とタイ・アップして造成が進む鳴子海浜総合公園埋立工事

『町債』と言う名の借金

昭和五十一年―昭和五十五年にかけて特定不況地域に指定されたこともあり、公共事業の拡大を図ったことにより、昭和五十六年度末では、三十五億九千九百万円の巨額の借入金残高となり、この償還金が今後急激に増加し、数年後には何もできない状態におちいるおそれがありますので、今後は、国と同じように借入金を減らして行く必要があります、従って当分の間、公共事業投資を抑制しながら財政健全化を図らなければなりません。



水道事業会計予算

本町の水道事業も昭和年30から給水を開始して以来、社会経済の発展と生活様式の近代化に伴う水需要の安定供給を図るべき各種施設の拡充を進め住民福祉の向上に努力しているところであります。本年度は土地区画整理地内及び未給水地域への配水管整備を計画し予算内容は次のとおりであります。

資本的収入及び支出予算 (単位：千円)

区 分	56年度	55年度	比 較
1. 資本的収入	15.001	30.001	△ 15.000
(1) 企業債	15.000	30.000	△ 15.000
(2) 工事負担金	1	1	0
2. 資本的支出	43.597	75.373	△ 31.776
(1) 建設改良費	32.306	65.919	△ 33.613
(2) 企業債償還元金	11.291	9.454	1.837

※収入額が支出額に不足する額は企業内部留保資金で補てんする。

収益的収入及び支出予算 (単位：千円)

区 分	56年度	55年度	比 較
1. 水道事業収益	128.649	125.495	3.154
(1) 営業収益	126.097	121.973	4.124
(2) 営業外収益	2.552	3.522	△ 970
2. 水道事業費用	119.883	106.448	13.435
(1) 営業費用	82.546	69.383	13.163
(2) 営業外費用	37.337	37.065	272
当期利益剰余金	8.766	19.047	△ 10.281

昭和56年度一般会計歳入歳出予算

(歳 出)

区 分	56年度	55年度	比 較	伸 率
人件費	864.640	779.237	85.403	11.0%
扶助費	196.089	195.100	989	0.5
物件費	348.855	259.771	89.084	34.3
補助費等	232.075	125.085	106.990	85.5
維持補修費	7.200	9.850	△ 2.650	△26.9
小 計	1,648.859	1,369.043	279.816	20.4
公 債 費	358.000	299.470	58.530	19.5
投資出資及貸付金	59.151	41.450	17.701	42.7
積立金	1	1	0	—
繰出金、予備費	1.654	9.536	△ 7.882	△82.7
小 計	418.806	350.457	68.349	19.5
普通建設事業費	1,097.486	1,683.506	△ 586.020	△34.8
災害復旧事業費	41.477	60.812	△ 19.335	△31.8
失業対策事業費	50.042	57.442	△ 7.400	△12.9
小 計	1,189.005	1,801.760	△ 612.755	△34.0
歳 出 合 計	3,256.670	3,521.260	△ 264.590	△ 7.5

(歳 入)

区 分	56年度	55年度	比 較	伸 率
町 税	553.153	472.660	80.493	17.0%
地方譲与税	31.500	26.000	5.500	21.2
自動車取得税	19.600	18.700	900	4.8
交付金	1,030.000	842.000	188.000	22.3
地方交付税	1.500	2.200	△ 700	△31.8
交通安全対策特別交付金	46.288	38.919	7.369	18.9
分担金及び負担金	56.356	48.213	8.143	16.9
使用料及び手数料	636.185	895.199	△ 259.014	△28.9
国庫支出金	336.316	355.675	△ 19.359	△ 5.4
県 支 出 金	1.829	7.192	△ 5.363	△74.6
財 産 収 入	1.572	1.389	183	13.2
寄 附 金	2	3	△ 1	△33.3
繰 入 金	1	9.000	△ 8.999	△99.9
繰 越 金	252.368	149.410	102.958	68.9
諸 収 入	290.000	654.700	△ 364.700	△55.7
町 債	3,256.670	3,521.260	△ 264.590	△ 7.5
歳 入 合 計	3,256.670	3,521.260	△ 264.590	△ 7.5



(魚市場「セリ」風景)

中小企業振興対策

▼ 中小企業小口融資貸付金(二〇、〇〇〇)
▼ 商工業育成振興のための商工会運営補助金(三、七〇〇)

土木建設関係

▼ 道路維持費(五、二五〇) 東米の山線改良延長二四〇米、荒谷尾の宮線改良、延長一五〇米とその他道路改良及び舗装事業費(一一六、九七〇)
▼ 排水路整備費(二四、四〇〇) ガイドレール延長二〇〇米(二、〇〇〇)
▼ 急傾斜地崩壊防止事業費(二四、四一〇)

消防関係

▼ 宮ノ口土地区画整理事業費(二四〇、〇〇〇) 街路事業費、都市下水路費(六五、四七〇)
▼ 鳴子浜総合運動公園建設事業費(七〇、〇〇〇)

教育関係

▼ 非常備消防費として、町消防団員四五〇人との必要諸費(二三、四九六)
▼ 消防施設費は防火水槽及びポンプ車入替等経費(二〇、八六六)

災害復旧関係

▼ 農業用施設災害復旧費(二一、一一四)
▼ 公共土木災害復旧費(二〇、一六二)

公債費

▼ 公共事業財源として借入した町債の償還元金
▼ 利子あわせて(三五八、〇〇〇)

春の 全国交通安全運動始まる

4月6日 4月15日

交通安全運動の推進につきましては、平素から積極的な協力をいただき深く感謝申し上げます。

皆様のご協力によりまして交通安全に対する町民の方々のご理解もようやく定着の方向をたどり、誠に喜びにたえない次第です。

さて、本年も春の全国交通安全運動が四月六日から四月十五日までの十日間全国一斉に展開されますが、本町においても積極的に交通安全運動を推進し、交通安全思想の普及高揚に努めたいと存じております。町民の皆様のご協力をお願いするとともに次の事項についての推進にご協力方お願い申し上げます。

町民総ぐるみ

実践事項

歩く人は

- 一、歩道のない道路では右端を歩きましょう。
- 二、道路を横断するときは遠回りでも横断歩道橋を渡りましょう。
- 三、横断する時は必ず手をあげて右、左、右をみて安全を確かめて渡りましょう。
- 四、車のすぐ前、すぐ後の横断はやめましょう。
- 五、道路の斜めの横断はやめましょう。

自転車に乗る人は

- 一、二人乗り、かささし運転、手

放し運転はやめましょう。

二、道路の左端を一路に進みましよう。

三、右、左に曲るときは手で合図しましょう。

四、踏切およびせまい道路から広い道路に出るときは必ず一旦止まって安全を確かめましょう。

五、酒を乗んだら乗らないようにしましょう。

六、後ろの泥よけには、反射ガラス、反射テープをつけましょう。

車を運転する人は

一、横断歩道では歩行者に必ず道路をゆずりましょう。



(南町の朝のラッシュ、車、車、車)

- 五、仕業点検、定期点検を励行し安全な状態で運転しましょう。
- 六、脇見運転はやめ、車間距離は十分とりましょう。
- お母さんは
- 一、家族が家をでる時は、安全な歩行、安全運転の励行の「愛の一声」をかけましょう。
- 二、幼児を一人で出したり遊ばせたりはやめましょう。
- 三、幼児をつれて歩くときは正しい歩き方、安全確認のしかた等交通安全のしつけを十分しましょう。
- 四、交通安全を茶の間の話題にとりあげて家族の関心を高め注意しましょう。
- 五、車を運転する人には、絶対に酒を出さないようにしましょう。

を実施し、交通ルールの徹底と安全運転技術等の向上に努力しましょう。

すべての人は

- 一、すべての大人は、自ら交通ルールをよく守り、子供の模範となるよう心がけましょう。
- 二、道路で遊んでいる子供をみたら「愛の注意」をいたしましょう。
- 三、学童、園児、老人および身体障害者等の通行をみんなで守りすんで誘導いたしましょう。

以上が町民総ぐるみの実践事項ですが何もむつかしい問題ではありません。是非実行をお願いして恐るべき交通事故を一件でも防止し、明るい家庭、住み良い門川町の建設に町民総てのご協力を願ひ致します。

新入学(園)児を 交通事故から 守りましょう

新入学(園)児が、希望に胸をふくらませて学校に幼稚園に、保育所に毎日元気よく通学、通園しております。

しかし、このこども達は今まで生活環境がかわり、毎日緊張の連続の生活をしてつかれています。このこども達をみんなで見守り交通事故から守りましょう。

「死亡事故多発警報中」

ティッシュペーパーも使用できません。

●劇薬や洗剤は使用しないで下さい。

便器の掃除の際、劇薬や大量の洗剤を使いますと、浄化槽内の大切なバクテリアが死んでしましますので、ぬるま湯等で行なうよう充分注意して下さい。

●モーターの電源は切らないで下さい。

ばつ気方式の浄化槽では、好気性のバクテリアを繁殖させるため、モーターで空気を送り込み、水をかきまわす重要な役目を行なっています。

●モーターは呼吸が出来なくなり死んでしまします。

そうなる浄化はできません。家庭を留守にする時でも、モーターは絶対に止めないで下さい。

●浄化槽の上に物を置かないで下さい。

浄化槽の上に物を置くと維持管理業者が点検をしようとしてもマンホールが開かず点検ができません。

又、腐敗タンク方式の浄化槽では、バクテリアに空気を送る通気孔がふさがれると、バクテリアは呼吸ができず死んでしまします。

以上のことを守って、正しく浄化槽をお使い下さるようご協力をお願い致します。

お宅の浄化槽は

大丈夫ですか？

最近、門川町でもし尿浄化槽を使用する家庭や事業所が増えていますが、し尿浄化槽は正しく使用しないと、その排水により、私たちの大切な川や海の汚濁をきたす原因となります。

私たちの環境を汚染しないよう、し尿浄化槽を正しくお使い下さい。

※し尿浄化槽の構造

●一般に使用されている浄化槽は「単独し尿浄化槽」といって、この中にはたくさんのバクテリアが培養されており、このバクテリアがし尿の有機物を分解して浄化を行ないます。従って、このバクテリアを適正に管理しないと、浄化ができなくなり、生し尿がでたり、臭気が発生して環境をそこないます。バクテリアが常に活動しやすいよう、浄化槽は正しくお使い下さい。

●バクテリアの種類によって、浄化方式が違ってきます。

ばつ気方式

この方式の浄化槽は一般的に、ばつ気槽、沈澱槽、滅菌槽から成っており、この中では好気性菌(空気を好むバクテリア)が増殖してし尿の有機物を分解するた

め多量の空気(酸素)が必要で、このため空気を送る装置(ブローア)がついています。

腐敗タンク方式

この方式は、腐敗槽、沈澱槽、滅菌槽から成っており、この中では嫌気性菌(空気を嫌うバクテリア)が増殖してし尿の有機物を分解するため、ブローアは必要ありませんが、通気口と排気管がついています。

分離ばつ気方式

この方式は前項のばつ気式と腐敗タンク式を一緒にしたもので、腐敗槽、ばつ気槽、沈澱槽、滅菌槽から成っており、し尿は初め腐敗で嫌気性菌により分解され、次いでばつ気槽で好気性菌により分解されますので、この方式でもブローアが必要になります。

※保守点検と清掃は

法律による使用者の責務です

●し尿浄化槽の定期的な保守点検と清掃は法律で使用者に義務づけられています。

しかし、一般の人では浄化槽の維持管理を行なうことは困



(お宅のは正しく使われていますか。)

難なので、使用者に代って維持管理を行なう「浄化槽維持管理者」がおります。

この人は、専門的知識と技術を持ち、法の定める所によって定期的に各家庭、事業所等の浄化槽の保守点検を行なっておりますので、これらの維持管理業者をお願いするようにして下さい。

委託を受けた業者は、定期的に浄化槽を巡回し

- ・消毒薬の点検、補給
- ・モーターなどの点検、注油調整
- ・浄化汚泥の点検と濃度測定
- ・放流水質の検査

など法に定められた基準に従って点検を行ない、修理や清掃が必要な場合その旨を使用者に通知することになっております。

維持管理業者の斡旋は、保健

昭和五十五年度においては、物価スライドを超える年金額の改定が七月から行われました。国民年金の給付費は、被保険者が納付する保険料の積立金と国庫金によって賄われており、国民年金の健全な財政を保つため、年金額の引上げに伴ない、保険料の額も引上げる必要があります。本年四月より月額三、七七〇円から四、五〇〇円に改定されます。保険料をおさめ忘れ

国民年金の保険料が 改定されます

**受けられる国民年金は
一つです**
あなたが選んで下さい

国民年金には、各種の給付がありますが、受けられるのは一つです。例えば中年で障害者になって障害年金を受けている主婦は、夫が死ぬと母子年金を受ける資格ができますが、両方は受けられません。また、これも若年で事故にあつて障害年金を受けていた男性は、六十五歳になると、老齢年金を受ける資格ができますが、この時も受ける年金は、どちらかの一つです。いずれも自分に有利な年金を選んで、「国民年金受給選択申出書」を提出してください。

選択の仕方や手続きは、役場年金係へお尋ねください。

国民年金制度は、老齢になったり、不慮の事故にあい障害者になったり、夫を亡くし母子世帯になったり、年金を支給して、生活の安定をはかることを目的としています。年金は、消費者物価指数が五%を超えて変動したときは、それを基準にして改定されることになっていますので、年金のねうちが下ることはありません。

たりしていますと、障害年金や母子年金が、また将来老齢年金がうけられなくなったりすることになりますので、必ず保険料は期限までにおさめるようにしましょう。また生活が苦しくて保険料をおさめられない人については、保険料の納付を免除する制度もあります。くわしくは、役場保険課年金係におたずねください。

サラリーマンと税金



ご存じですか?

日向保健所の健康相談日が
つぎのように変更になりました

日向保健所の健康相談日がつぎのように変更になりました。

一、一般健康相談日
毎週月曜日、九時～十一時

二、乳児相談日
◎三ヶ月児
(生後九十日～一九九日)
毎週第二、第四金曜日、十三時～十四時
◎七ヶ月児
(生後二一〇日～二九九日)
毎週第三金曜日、十三時～十四時



(国税相談)

四月には、各職場に社会人一年生が登場して、初めての給料を手にする光景がみられます。ところで、サラリーマンの給料やボーナスには所得税がかかりますが、その所得税は天引きで徴収され、十二月に「年末調整」という手続きによって一年間の所得税が精算されます。「年末調整」では一年間の正確な税額を計算するために、まず、給料やボーナスの一年間の合計額からサラリーマンの必要経費とも言える「給与所得控除額」を差し引いて所得税額を計算します。この年末調整がすむと、ほとんどのサラリーマンは、確定申告の必要はありませんが、年収が二十万円を超える方や給料以外に二十万円を超える所得のある方などは確定申告をしなければなりません。また、多額の医療費を支払った方や、災害のあった方、マイホームを新築した方などは確定申告をすると所得税が還付されることがあります。

詳しいことは延岡税務署(電話〇九二一三三三三〇)又は税務相談室(電話〇九二一三三三三〇・二四一九三八九)にお尋ねください。

山林火災防ぎよ訓練

大成果をおさめる!!

去る三月八日三ヶ瀬の区有林十六ヘクタールにおいて、実際に火を放つ訓練は県下で初のものであり実戦さながらの緊張感あふれる中で、区長さんをはじめ関係者の方々の絶大なる御協力のもと団員一五〇名、消防車及び小型ポンプ八台(人家延焼防止の消防車一台)、ホース五〇本(約一km)を連結し、高さ一八〇mの山腹一帯に放水及び貯水池の設置方の技術の体得とあわせて背負式ポンプ(十八ℓ入り水のう)による消火、指揮者間における無線の交信訓練と現場における指揮のとり方等市広訓練を実施したところであり、大いにその成果をおさめることができました。

私達消防団としてはこの体験を十分に活かし、今後の山林火災に大いに役立たせたいと思います。しかしながら、いくら消防設備、技術が向上しても大火を未然に防ぐ事は不可能なことであります。あなたです火事を出すのも防ぐのも、を合言葉に本町における無火災記録を更に伸ばしたいものです。

門川町消防団長



(盛んに燃え広がる火面)



(防火線上で覆土法による消火)



(標高200m地点(7台目のポンプ)での中継送水)

(火点近くでの発水)



(背負式ポンプでの消火)

募集しています

婦人スポーツ教室(第3期生)



(婦人スポーツ)

昨年度、「第一期生」、「第二期生」、の婦人スポーツを開設したところ、大好評のうちに修了することができました。

今年度も、日常生活のなかで、スポーツに親まない婦人を対象に各種レクリエーションと軽スポーツを中心に体力づくりと仲間づくりをめざし、五月中旬より開設いたしますので、特にスポーツに自信のない方の参加を希望します。ストレス解消と若さを保つため汗を流し、たくさんの方をつくり、明るい家庭の基盤づくりをめざすものです。

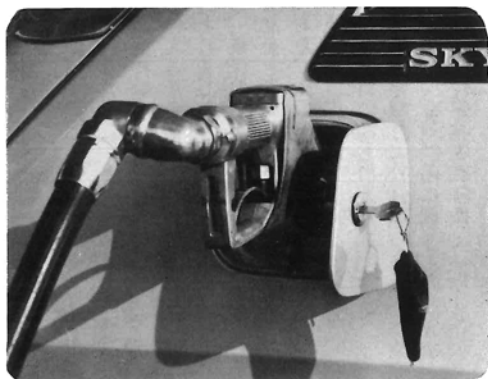
実施期間 五月～九月

実施時間 四〇時間
曜 日 月曜日(午前九時
三〇分～十一時三
〇分)

会 場 中央公民館
対 象 者 婦人 三〇名
申 込 締 切 四月二十八日(火)
申 込 先 門川町教育委員会
社会教育課 TEL
三〇一四〇内線
四九番

御希望の方は早目に電話で申込んで下さい。
尚受講される方は傷害保険に全員加入していただきます。(四〇〇円)

暮らしの中の



(省エネルギーにご協力を)

省エネルギー

(備考) 経済企画庁「暮らしのなかの省エネルギー」による。

石油は、私たちの生活の糧といっ
てよい程、大切な役割を果たし
ています。その石油資源も有限で
あり、みなで大切に使用わな
なくてはならない時代を迎えよう
として、私たちが一軒一軒の家
庭で使うエネルギーは、国全体
のエネルギーは、国全体の使
用量からみると小さなものでは
ありません。節約も、ちりも積
もれば山となります。そして、こ
うな心づかいが、次の世代への
思いやりにもつながります。

車を運転する場合は、共同利用や合
い乗りなどの工夫で輸送効率を
あげることも一つの方法です。通
勤に車を使っている場合、二週
間に一回、鉄道、バス等を利用
するだけで、約十割のガソリン
が節約できます。

車の大きさによってもガソリン
の消費量は異なります。買う
ときには用途、家族数などを考
えて選ぶことも大切です。

自動車運転する場合、急発進
急加速はガソリンの浪費になる
ばかりか、タイヤの摩耗を早め
ます。空ぶかし、エンジンのかけ
っぱなしや、必要のない荷物の
積みっぱなしなどにも注意しま
しょう。

経済速度は一般道路で四十
km、高速道路で八〇kmです。
計画的なドライブと経済速度は、
ガソリンのムダをはぶき、安全
運転につながります。

シリーズ

門川町青少年健全育成町民会議だより

《しつけの方法》

(7)

しつけの方法の要諦は「教える
」ということにあります。親の子
供への話はしつけの大部分とい
うことができます。

教えてわかる、という段階だけ
ではしつけになりません。頭でわ
かると同時に体でわかる場所ま
で指導しなければなりません。

そのためには反覆が必要になり
ます。教えることは話すことだけ
ではありません。親の実践を子供
に見せることも教えることです。

親の行動を子供たちは、じっと
見ているものです。親の行動は子

ではなく、子供自身が自ら学びと
ることもこの中に含まれます。

その次には「ほめる」ことです。
子供の行動を見ていて、それがよ
い方向に向っている場合はほめて
やるのが大切です。

ほめられる事によって、子供は
自信をもちます。ほめられること
によって子供は勇気ももちます。

ほめることは親にとっても気持
のいい事です。ほめられる事によ
って「もっとよい事をしよう」と
いう気持ちになります。

ほめる事の効果は叱ることより

供に見守られていると考えても過
言ではありません。

親の一挙手一投足が子供に見ら
れているわけです。その意味から
親の生き方は難しいことですが、
同時にそれは極めて重要なこと
です。

「語る人尊し、知るとも知らで
体で語る人更に尊し」

「導く人尊し、導くとも知らで
後ろ姿で導く人更に尊し」

それとなしの教育、後姿の教育
背中の教育と呼ばれるものはこ
ろを意味しているのです。

親が子供に教えることがすべて

効果的に継続性があり
ます。

最後に「叱る」とい
うことです。子供の行
動の目標にそれたり、
反対の方向に向かっ
ていくような場合には
叱ることによって矯正
するのです。叱る時
には、親はしばしば感情に走
りがちです。悪口雑言
になりがちです。しか
し、叱ることはあくま
で理性的であるべき
です。感情的になると「
叱る」ことから「怒る」



(浜辺にあそぶ)

ことに変わって行きます。
「叱られる」ことは子供に反
省を与えますし、「怒られる」
ことには子供は反発を起こす
ものです。

従って量的に言えば、教える
ことが一番多く、次がほめ
ること、叱ることは少ない方
がよいと言われています。

日本の古い道歌に、
「可愛くば、五つ教えて三つ
ほめ、二つ叱りてよき人にな
せ」というのがあります。

次回五月は、「しつけの受
取り方と親の反省」を掲載し
ます。

同和問題を

正しく理解するために

(3)

「同和問題の解決は、国や地方公共団体の
責務であり国民的課題であるといわれるの
はなぜでしょうか」

人権を守るのは

国民のつとめ

憲法は、さらに「侵すことので
きない永久の権利」(第十一条、
第九七条)としての基本的権利に
ついて、それは「過去幾多の試練
に堪え」「人類の多年にわたる自
由獲得の努力の成果」(第九七条
(である)と明記しています。これ



(春たけなわ チュウリップ)

は欧米諸国における市民革命の歴
史に見られるように、多くの先人
の苦闘を通じて獲得された思想で
あり、市民として不可欠の権利で
す。このように、先人の血のにじむ
努力によって、近代史の展開過程
で獲得されてきた市民的権利が、
人類普遍の原理として、すべての
人びとに与えられなければならない
ものであることは言うまでもあり
ません。憲法第十四条は、まさ
にこの保障を明記しているのです。
(すべての国民は、法の下に平等
であって、人種、信条、性別、社
会的身分又は門地により、政治的
経済的または社会的関係において、
差別されない。)

しかし、現実には同じ日本国民
である同和地区の人びとが、日本
の歴史的過程特に封建社会で形成
された身分制度による差別によっ
て、現代社会においてもなお経済
的、社会的、文化的に低い状態に
おかれ、すべての人びとにひとし
く保障されているはずの自由、平
等などの基本的権利が侵害されて
いることは、実に重大な問題とい
わねばなりません。これがすなは
ち「部落問題」なのです。

世の中に、差別する者がいなく
れば差別される人はいません。某
某の青年とが恋愛し、いざ結婚と
いうときに、その校長の反対でふ
たりが引きさかれるという事件が

ありました。この校長は同和教育
に熱心な人であるといわれていた
だけに、人びとに与えたショック
は大きいものであります。このよ
うなことは、今日憲法が保障して
いる結婚の自由を否定することに
なる重大な問題です。「婚姻は
両性の合意のみに基いて成立する
」ことが、憲法の規定にまつまで
もなく、人びとの幸福につながる
最善のものであることはいうまで
ありません。

しかし、現実には家柄とか、財
産とか世間態など、外的要因によ
って影響を受けることが少なくあ
りません。特に結婚の相手のいず
れかひとりと同和地区の人の場合
その悲劇は大きくはかりしれない
ものがあります。

このことは、単に同和地区の人
のふしあわせではなく、結婚を約
束していた両性の不幸であり、国
民全体のふしあわせでもあります。
日本国憲法は、個人の尊厳に関
する普遍的保障として、自由とそ
の実質的保障である生存の諸権利
を明らかにするとともに、またそ
れらの権利が国民の不断の努力に
よって保持されなければならない
ことを明記していますが、私たちが
「同和問題」に取り組むことは、基
本的な人権の実質的な保障とその保
持を実現するための「国民の不断
の努力」そのものにはかならない
のです。以上のような意味で同和
問題の解決は国民的課題といわれ
ているのです。

三ヶ瀬	故黒木	松美殿
下納屋	故真栄田ヒデ殿	
庵川東	故須田	勝美殿
〃	故黒木	アキ殿
三ヶ瀬	故松尾	賢一殿
旭町	故米良	モミ殿
中山	故甲斐	磯吉殿
庵川東	故内山田実馬殿	
西栄町	故藤田長太郎殿	
大内原	故右近	主税殿
加草四	故大森	金恵殿